Yashima
Next to your future

第76期
定時株主総会招集ご通知

開催日時
2020年６月24日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前９時）

開催場所
虎ノ門ヒルズ森タワー ４階
虎ノ門ヒルズフォーラム ホールB
東京都港区虎ノ門一丁目23番３号

議決権行使書提出期限
2020年６月23日（火曜日）
午後５時30分まで

<新型コロナウイルスに関するお知らせ>
新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえまして、株主様の安全確保及び感染拡大防止のため、株主様にはご来場をお控えいただき、書面による議決権の事前行使を強くお願い申し上げます。なお、今後の状況により株主総会の運営に変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

※株主総会にご出席の皆様へのお土産のご用意はございません。

目　次

■ 第76期定時株主総会招集ご通知 ……1

【添付書類】
■ 事業報告 ……2
■ 連結計算書類 …… 15
■ 計算書類 …… 18
■ 監査報告書 …… 21
■ 株主総会参考書類
第１号議案　定款一部変更の件…… 26
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件 …… 31
第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件…… 35
第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件…… 38

八洲電機株式会社
証券コード：3153

証券コード 3153
2020年6月3日

株 主 各 位

東京都港区新橋三丁目１番１号
八洲電機株式会社
代表取締役会長兼社長 太 田 明 夫

第76期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第76期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
**　本年は殊に、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主様にはご来場をお控えいただき書面による議決権行使を強くお願い申し上げますとともに、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月23日（火曜日）午後５時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。**

敬　具

記

1. 日　　時　2020年6月24日（水曜日）午前10時

2. 場　　所　東京都港区虎ノ門一丁目23番３号
虎ノ門ヒルズ森タワー4階　虎ノ門ヒルズフォーラム　ホールB
※株主総会にご出席の皆様へのお土産のご用意はございません。

3. 会議の目的事項

報 告 事 項
(1) 第76期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第76期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）
計算書類の内容の報告の件

決 議 事 項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

4. その他本招集ご通知に関する事項
本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次に掲げる事項につきましては、法令及び定款第13条の規定に基づき、当社ホームページ（https://www.yashimadenki.co.jp/）に掲載しておりますので、「添付書類」には記載しておりません。
①事業報告のうち「会社の体制及び方針」②連結計算書類の「連結注記表」③計算書類の「個別注記表」
なお、本招集ご通知の「添付書類」は、監査等委員会が監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であり、また、会計監査人が監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

以　上

※ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
※ 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページ（https://www.yashimadenki.co.jp/）に掲載させていただきます。
※ 本定時株主総会の決議内容につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、上記当社ホームページに掲載させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

【添付書類】

事業報告（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

（１）事業の経過及びその成果

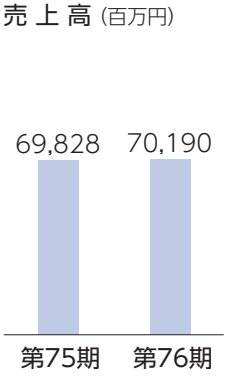
当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続き緩やかな回復が続いておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、個人消費の低迷や企業の設備投資の落込みに伴ない景気は急速に悪化し、極めて厳しい状況が続いております。

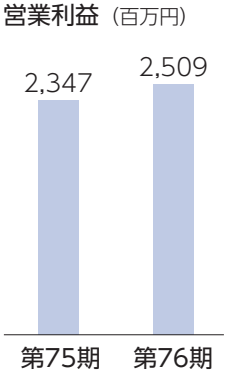
そのような状況下、当社グループは、エンジニアリングビジネスユニットを中心とした技術・営業一体の事業展開の強化、インフラソリューションビジネスユニットを中心とした製品販売力の強化により、事業規模と収益の拡大を目指しました。さらに、情報・通信機器などの販売・設置工事・保守などを行う「八洲情報システム㈱」、九州地区の電力会社に水力発電機器の販売、保守・メンテナンスを行う「㈱西日本パワーシステム」が営業を開始し、グループ一体となり、ソリューション・エンジニアリング力の強化と拡大を図りました。

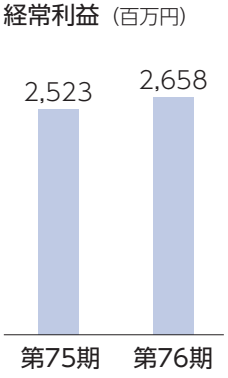
鉄鋼・石油・鉄道業界を中心とした当社グループの事業展開において、その経営資源をエンジニアリング事業に集中展開することが、収益力の更なる強化に繋がると判断し、電子デバイス・コンポーネント事業を営む八洲電子ソリューションズ㈱の全株式を、㈱立花エレテックへ5億30百万円で譲渡する契約を締結し、2020年４月１日に譲渡致しました。

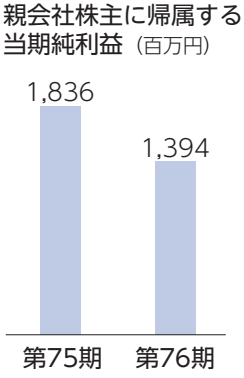
その結果、当連結会計年度の売上高は701億90百万円（前年比0.5％増）、営業利益は25億9百万円（前年比6.9％増）、経常利益は26億58百万円（前年比5.3％増）となり、この営業利益及び経常利益は、2009年６月の上場以来最高益となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、八洲電子ソリューションズ㈱の株式譲渡に伴う特別損失を4億44百万円計上したため13億94百万円（前年比24.1％減）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。









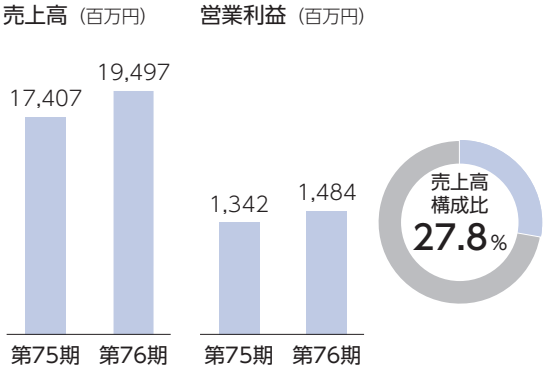
①プラント事業

主要取扱製品▶ 鉄鋼システム、自家用発電設備、受変電・配電設備、圧延設備、電機制御、生産管理システム、これらに関わる保守・メンテナンスサービスなど

鉄鋼・非鉄分野では、特に鉄鋼分野で海外市況の悪化などによる生産調整局面に入っているものの、安定操業に向けた老朽化更新や安全性向上のための設備投資は継続されており、売上高は好調に推移しました。

石油・化学・ガス分野では、石油分野における自動車の低燃費化など構造変化の影響による生産設備の集約が続いているものの、設備の管理・維持を目的とした投資は大型工事案件を中心に計画的に行われており、売上高は堅調に推移しました。

その結果、プラント事業の売上高は194億97百万円(前年比12.0%増)、営業利益は14億84百万円(前年比10.6%増)となりました。



②産業・交通事業

主要取扱製品▶ 空調設備、照明設備、受変電システム、セキュリティシステム、車両及び車両電気品、駅設備関連システム、これらに関わる保守・メンテナンスサービスなど

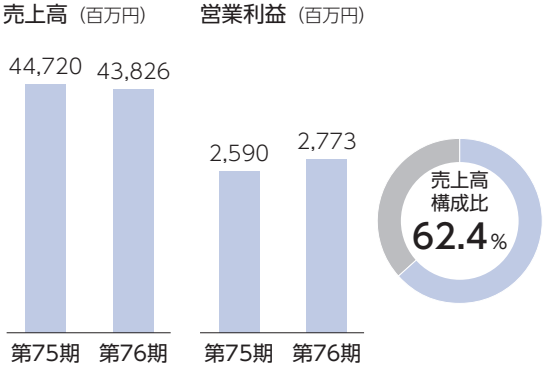
産業機器分野では、設備機械関連のセットメーカーにおいて、米中貿易摩擦の影響により減産傾向にあったものの、首都圏を中心とした再開発案件の継続により、売上高は好調に推移しました。

一般産業分野では、製造業向け受変電設備の老朽化更新工事及び設備点検作業が増加し、売上高は堅調に推移しました。

空調設備分野では、首都圏を中心とした空調機器の販売や空調設備工事等が順調に進捗し、売上高は堅調に推移しました。

交通分野では、鉄道車両関連製品の増加や列車運行システム関連工事が順調に進捗し、売上高は堅調に推移しました。

その結果、産業・交通事業の売上高は438億26百万円(前年比2.0%減)となりましたが、高付加価値工事案件の増加と原価低減を行った結果、営業利益は27億73百万円(前年比7.1%増)となりました。

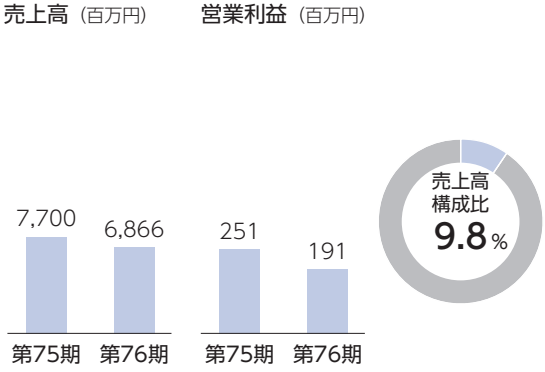


③電子デバイス・コンポーネント事業

主要取扱製品▶ マイコン、アナログ半導体、メモリ、IGBT、液晶モジュール、電池、センサ、FAネットワーク用通信モジュール、産業用組込みボード、ソフト受託開発など

産業機器分野では、ソリューション事業の強化として取組んだソフト開発は堅調に推移しましたが、半導体製品の需要が下半期に急激に落込んだことにより、売上高は低調に推移しました。

その結果、電子デバイス・コンポーネント事業の売上高は68億66百万円(前年比10.8%減)、営業利益は1億91百万円(前年比23.9%減)となりました。



（2）設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資は21億54百万円であります。その主な内容は、土地の取得費用等であります。

（3）資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達として特記すべき重要な事項はありません。

（4）事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は2019年２月20日開催の取締役会の決議に基づき、2019年４月１日付で、当社の情報・通信システム事業を会社分割（簡易分割）し、当社の100%子会社である八洲情報システム㈱に承継させる吸収分割を実施いたしました。

（5）他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

（6）吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

（7）他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

（8）対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症による経済全体への悪影響は深刻化しており、その収束には相当の期間を要するものと思われます。このような中、当社グループにおける喫緊の対処すべき課題として、オフピーク通勤、在宅勤務、社員及び家族の健康状態の把握などを実施し、新型コロナウイルス問題による業績への影響を最小限とすべく創意工夫を凝らしてまいります。

そのうえで、当社グループは、グループ一体で八洲独自のエンジニアリング会社として、更なる『事業規模拡大』と『収益力強化』を実現するために成長戦略を策定しており、これらを実行していくうえで、次の６点に注力してまいります。

１．ソリューション・エンジニアリング力の強化

八洲独自のエンジニアリング会社として『現場密着』を基本に、グループ一体となり、技術力・提案力・取纏め力を駆使し、お客様とともに新たな価値を創出してまいります。

２．事業スキームの深耕

エンジニアリング力をテコに、各種プロジェクトチームを中心として新規顧客の獲得と既存顧客の深耕を推進し、事業規模を拡大してまいります。また、Ｍ＆Ａによりエンジニアリング力の更なる強化を推進してまいります。

３．ビジネスチャンスの拡大

製品販売力の強化による受注及び売上の増大とともに、ビジネスパートナーとの相互成長と発展に努め、事業の選択と集中によるスピード感のある新規事業・新商材を創出し、事業領域を拡大してまいります。

４．グループ会社の収益力強化

グループ各社の独自性と専門性を活かし、グループ会社間の相互連携の更なる強化とシナジーを発揮するとともに、グループ経営資源の効率的な活用により収益力を強化してまいります。

５．ワークスタイルの変革

柔軟な働き方を追求することにより、健康で働き甲斐のある魅力的な職場環境を構築するとともに、従業員の能力が最大限に発揮できる機会を創出し、業績の拡大に直結する生産性の向上を実現してまいります。また、既存の業務体系・勤務体系の見直し等にも取組み、ウイルス感染症にも効果的に対応できる体制を構築してまいります。

６．コンプライアンス及びＣＳＲ活動の推進

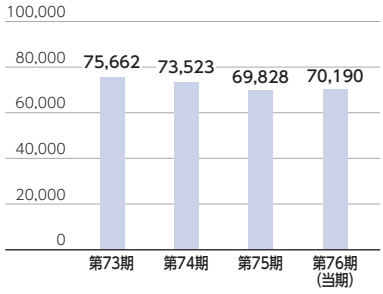
グループ各社が一体となりコンプライアンスの徹底を図ってまいります。また、事業活動を通じて社会的責任を果たし、高い倫理観と責任感をもって持続可能な社会の構築に向けた活動を推進してまいります。

（9）財産及び損益の状況の推移

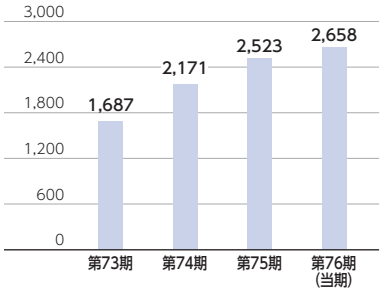
区　　分	第 73 期 自 2016 年 4 月 1 日 至 2017 年 3 月31日	第 74 期 自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月31日	第 75 期 自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月31日	第 76 期 自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月31日 （当連結会計年度）
売上高（百万円）	75,662	73,523	69,828	70,190
経常利益（百万円）	1,687	2,171	2,523	2,658
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	1,007	1,575	1,836	1,394
1株当たり当期純利益（円）	46.27	72.44	85.01	64.61
総資産（百万円）	56,361	60,332	58,783	57,045
純資産（百万円）	17,258	18,731	20,089	20,924

（注）１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式控除後）により算出しております。

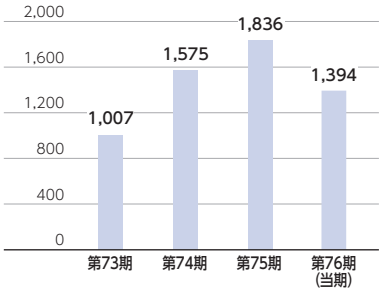
売上高（百万円）



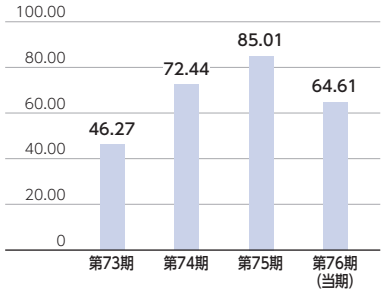
経常利益（百万円）



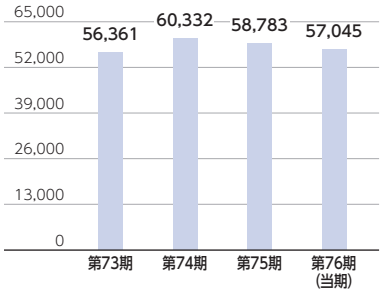
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）



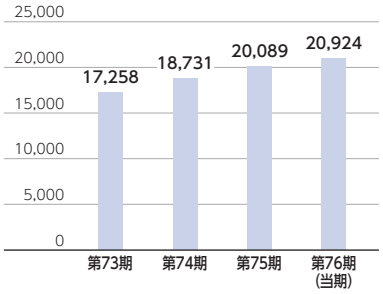
1株当たり当期純利益（円）



総資産（百万円）



純資産（百万円）



(10) 重要な子会社の状況

①重要な子会社の状況

(2020年３月31日現在)

会　社　名	資本金	出資比率	主要な事業内容
八洲ファシリティサービス㈱	100百万円	100.0%	電気機械器具の修理販売
八洲産機システム㈱	350百万円	100.0%	産業電機機器の販売
ヤシマコントロールシステムズ㈱	10百万円	100.0%	各種電気機器の設計・製作・販売
八洲環境エンジニアリング㈱	350百万円	100.0%	空調・給排水衛生設備工事等の設計、施工、請負
八洲情報システム㈱	350百万円	100.0%	情報・通信システム機器に関連する工事の設計、施工、販売、保守等
八洲電子ソリューションズ㈱	350百万円	100.0%	電子事業関連製品の販売、ソフト・ハードの受託開発、受託製造
㈱中国パワーシステム	30百万円	66.7%	電気機械器具の販売修理
㈱西日本パワーシステム	10百万円	100.0%	電気機械器具の販売修理
㈱三陽プラント建設	50百万円	89.1%	受変電設備や各種プラント工事の設計、施工等
八洲ビジネスサポート㈱	10百万円	100.0%	労働者派遣事業

(注) 1．八洲ファシリティサービス㈱は2019年４月１日付で㈱ヤシマ・エコ・システムから名称変更しております。
2．2020年４月１日付で八洲電子ソリューションズ㈱の全株式を㈱立花エレテックへ譲渡しております。

②事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容

当社グループは、主に㈱日立製作所及びそのグループ会社の特約店として電気機器、電子情報機器、電子デバイス、産業用設備、空調関連機器等の販売及びシステム工事を行っております。なお、セグメントによる主要な取扱製品は次のとおりであります。

(2020年３月31日現在)

セグメントの名称	主要取扱製品名
プラント事業	鉄鋼システム、自家用発電設備、受変電・配電設備、圧延設備、電機制御、生産管理システム、これらに関わる保守・メンテナンスサービスなど
産業・交通事業	空調設備、照明設備、受変電システム、セキュリティシステム、車両及び車両電気品、駅設備関連システム、これらに関わる保守・メンテナンスサービスなど
電子デバイス・コンポーネント事業	マイコン、アナログ半導体、メモリ、IGBT、液晶モジュール、電池、センサ、FAネットワーク用通信モジュール、産業用組込みボード、ソフト受託開発など

(12) 主要な営業所

①当社

(2020年３月31日現在)

営業所名	所在地	営業所名	所在地
本社	東京都	中国支店	広島県
エンジニアリングセンター	東京都	岡山支店	岡山県
京浜営業所	神奈川県	福山営業所	広島県
関西支店	大阪府		

②子会社

(2020年３月31日現在)

会社名	営業所在地
八洲ファシリティサービス㈱	東京都・栃木県・神奈川県・埼玉県
八洲産機システム㈱	東京都・大阪府・広島県
ヤシマコントロールシステムズ㈱	広島県・大阪府・東京都・愛知県
八洲環境エンジニアリング㈱	東京都・大阪府・広島県
八洲情報システム㈱	東京都
八洲電子ソリューションズ㈱	東京都・大阪府・長野県
㈱中国パワーシステム	広島県・岡山県・山口県
㈱西日本パワーシステム	福岡県
㈱三陽プラント建設	東京都
八洲ビジネスサポート㈱	東京都

(13) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況　(2020年３月31日現在)

セ　グ　メ　ン　ト	従業員数	前連結会計年度末比増減
プラント事業	218名　(1名)	6名増
産業・交通事業	646名　(−)	2名増
電子デバイス・コンポーネント事業	62名　(−)	3名増
全社(共通)	122名　(1名)	−
合計	1,048名　(2名)	11名増

(注) 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を（外書）で表示しております。

②当社の従業員の状況　(2020年３月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
499名　(6名)	28名減	43.8歳	18.1年

(注) 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を（外書）で表示しております。

(14) 主要な借入先

(2020年３月31日現在)

借　　入　　先	借入金残高
㈱三菱ＵＦＪ銀行	500百万円
㈱伊予銀行	110百万円
㈱みずほ銀行	50百万円

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2020年1月21日開催の取締役会において当社が保有する八洲電子ソリューションズ㈱（連結子会社）の全株式を㈱立花エレテックへ譲渡する決議を行い、同日付で株式譲渡契約を締結し、2020年4月1日に譲渡いたしました。

2．会社の株式に関する事項（2020年３月31日現在）

（１）発行可能株式総数　50,000,000株
（２）発行済株式の総数　21,592,236株（自己株式190,264株を除く。）
（３）株主数　23,597名
（４）大株主

株　主　名	持　株　数	持株比率
公益財団法人八洲環境技術振興財団	1,430千株	6.6%
日本マスタートラスト信託銀行㈱（信託口）	749千株	3.5%
落　合　　憲	631千株	2.9%
八洲電機従業員持株会	552千株	2.6%
日立グローバルライフソリューションズ㈱	487千株	2.3%
特定有価証券信託受託者㈱SMBC信託銀行	443千株	2.1%
日本トラスティ・サービス信託銀行㈱（信託口）	410千株	1.9%
㈱日立産機システム	400千株	1.9%
㈱三菱UFJ銀行	350千株	1.6%
㈱伊予銀行（常任代理人資産管理サービス信託銀行㈱）	350千株	1.6%

（注）１．千株未満は切り捨てて表示しております。
２．持株比率は、自己株式（190,264株）を控除して算出しております。
３．上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。
日本マスタートラスト信託銀行㈱（信託口）　749千株
日本トラスティ・サービス信託銀行㈱（信託口）　410千株

（５）その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3．会社の新株予約権に関する事項（2020年３月31日現在）

（1）当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

（2）当事業年度中に職務執行の対価として当社従業員等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

（3）その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項（2020年３月31日現在）

（1）取締役の氏名等

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
太田 明夫	代表取締役会長兼社長		
白石 誠仁	取締役 兼 副社長執行役員	社長室 長	八洲環境エンジニアリング㈱ 代表取締役 八洲電子ソリューションズ㈱ 取締役
藤堂 憲治	取締役 兼 常務執行役員	事業推進担当	
石澤 輝之	取締役 兼 上席執行役員	管理統括本部長	八洲ビジネスサポート㈱ 取締役
大関 一	取締役 兼 上席執行役員	エンジニアリングビジネスユニット長 兼 技術本部長	
本柳 政男	取締役 兼 上席執行役員	インフラソリューションビジネスユニット長 兼 ビジネスネットワーク推進センター長	八洲産機システム㈱ 取締役 八洲情報システム㈱ 取締役
松並 重孝	取締役(常勤監査等委員)		
宮 直仁	取締役(監査等委員)		
黒﨑 猛	取締役(監査等委員)		

(注) 1．取締役のうち宮直仁氏、黒﨑猛氏は、社外取締役であります。
2．取締役のうち宮直仁氏、黒﨑猛氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3．監査等委員松並重孝氏は、当社内の経理関連部門で経理経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
監査等委員宮直仁氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当の知見を有するものであります。
4．監査等委員の監査・監督機能の実効性を確保するため、取締役（監査等委員を除く）及び使用人等からの情報収集並びに重要な社内会議での情報共有及び内部監査部門等との十分な連携を行うべく、取締役松並重孝氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5．当事業年度中の取締役の異動
齋藤勲氏は2019年６月25日開催の第75期定時株主総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任いたしました。
本柳政男氏は2019年６月25日開催の第75期定時株主総会において、新たに取締役に選任され就任いたしました。
6．2020年４月１日付で、次のとおり異動がありました。

氏名	地位及び担当並びに重要な兼職の状況	
	変更前	変更後
藤堂憲治	取締役　兼　常務執行役員 事業推進担当	取締役　兼　常務執行役員 グループ調達担当
石澤輝之	取締役　兼　上席執行役員 管理統括本部長	取締役　兼　上席執行役員 管理統括担当
大関一	取締役　兼　上席執行役員 エンジニアリングビジネスユニット長 兼　技術本部長	取締役　兼　常務執行役員 エンジニアリング統括本部長
本柳政男	取締役　兼　上席執行役員 インフラソリューションビジネスユニット長 兼　ビジネスネットワーク推進センター長	取締役　兼　常務執行役員 グループ事業戦略室長

（2）責任限定契約の内容の概要

当社と取締役(監査等委員)は会社法第427条第１項の規定に基づき、責任限定契約を締結しております。

当社の取締役(監査等委員)の会社法第423条第１項の責任に基づく損害賠償責任については、同法第425条第１項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

（3）取締役の報酬等の額

区　　分	支給人員	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	7人 （－人）	209百万円 （－百万円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3人 （2人）	33百万円 （21百万円）

（注）１．上記以外に、2008年６月24日開催の第64期定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給が承認可決され、当時在任していた役員の実際の退任日に支給されます。現在の支給予定額は、当時在任していた取締役1名で6百万円となっております。
２．上記の取締役(監査等委員を除く)の支給人員には、2019年６月25日開催の第75期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
３．取締役(監査等委員を除く)の報酬等の額には、譲渡制限付株式の付与による報酬額として、16百万円が含まれております。

（4）社外役員に関する事項

①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

該当事項はありません。

②主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査等委員会への出席状況及び発言状況

区　　分	氏　　名	主　な　活　動　状　況
社外取締役 (監査等委員)	宮　　直　仁	当事業年度開催の取締役会には14回中12回出席し、また、監査等委員会には15回中13回出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から必要に応じ、経営上に有用な指摘、意見を述べております。
社外取締役 (監査等委員)	黒　﨑　　猛	当事業年度開催の取締役会には14回中14回出席し、また、監査等委員会には15回中15回出席し、主に経営幹部として培ってきた豊富な経験・見地から必要に応じ、経営上に有用な指摘、意見を述べております。

（5）その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

5．会計監査人の状況

（1）会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

（2）当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①会計監査人としての報酬等の額	38百万円
②当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38百万円

(注) 1．監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手して会計監査人の過年度の職務執行状況及び報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の監査計画及び報酬見積りの算出根拠の適正性及び妥当性について必要な検証を行いました。
その結果、これらについて適切であると判断しましたので、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第１項の同意を行っております。

2．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

（3）非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

（4）責任限定契約の締結の有無

当社は、会計監査人との間で、会社法第427条第１項に基づく責任限定契約を締結しておりません。

（5）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会社法第340条第１項各号に定める事由に該当することなどにより計算関係書類の監査に重大な支障が生じることが合理的に予想されるときは、監査等委員会は、全員の同意をもって会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の職務遂行体制、監査能力、専門性等が当社にとって不十分であると判断したとき、又は会計監査人を交代することにより当社にとってより適切な監査体制の整備が可能であると判断したときは、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

連結計算書類

連結貸借対照表（2020年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	当連結会計年度	（ご参考）前連結会計年度
（資産の部）		
流動資産	**45,592**	**49,073**
現金及び預金	9,562	8,662
受取手形及び売掛金	23,671	27,546
電子記録債権	4,048	4,370
有価証券	－	150
商品	2,964	3,818
原材料	39	33
未成工事支出金	151	353
仕掛品	305	306
未収入金	2,294	2,095
その他	2,556	1,740
貸倒引当金	△2	△3
固定資産	**11,453**	**9,710**
有形固定資産	**7,588**	**5,826**
建物	3,676	3,421
工具、器具及び備品	208	156
土地	3,633	2,166
その他	70	82
無形固定資産	**419**	**406**
ソフトウエア	290	284
のれん	87	109
その他	42	12
投資その他の資産	**3,444**	**3,476**
投資有価証券	2,463	2,594
繰延税金資産	666	491
その他	319	396
貸倒引当金	△4	△4
資産合計	**57,045**	**58,783**

科目	当連結会計年度	（ご参考）前連結会計年度
（負債の部）		
流動負債	**33,770**	**36,046**
支払手形及び買掛金	23,152	26,506
前受金	4,513	3,671
短期借入金	695	695
未払金	3,034	3,151
未払法人税等	427	554
賞与引当金	919	890
関係会社株式譲渡損失引当金	444	－
その他	583	577
固定負債	**2,349**	**2,647**
長期借入金	－	140
繰延税金負債	26	27
退職給付に係る負債	2,226	2,373
資産除去債務	16	16
その他	80	91
負債合計	**36,120**	**38,694**
（純資産の部）		
株主資本	**20,934**	**19,950**
資本金	1,585	1,585
資本剰余金	1,037	1,037
利益剰余金	18,493	17,532
自己株式	△181	△204
その他の包括利益累計額	**△394**	**△248**
その他有価証券評価差額金	301	437
退職給付に係る調整累計額	△695	△685
非支配株主持分	**384**	**386**
純資産合計	**20,924**	**20,089**
負債純資産合計	**57,045**	**58,783**

連結損益計算書 （2019年４月１日から2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

科　　目	当連結会計年度		（ご参考）前連結会計年度	
売上高				
商品売上高	56,360		55,562	
工事売上高	13,830	**70,190**	14,265	**69,828**
売上原価				
商品売上原価	45,972		46,382	
工事売上原価	11,560	**57,533**	11,217	**57,599**
売上総利益				
商品売上総利益	10,387		9,180	
工事売上総利益	2,269	**12,656**	3,048	**12,228**
販売費及び一般管理費		**10,147**		**9,881**
営業利益		**2,509**		**2,347**
営業外収益				
受取利息	9		0	
受取配当金	41		39	
仕入割引	7		7	
不動産賃貸料	2		3	
業務受託料	38		57	
その他	57	**157**	78	**186**
営業外費用				
支払利息	2		4	
売上割引	3		4	
為替差損	1		－	
不動産賃貸原価	－		0	
その他	1	**9**	1	**10**
経常利益		**2,658**		**2,523**
特別利益				
固定資産売却益	－		255	
投資有価証券売却益	－		22	
保険解約返戻金	4		0	
その他	3	**7**	4	**283**
特別損失				
関係会社株式譲渡損失引当金繰入額	444		－	
固定資産除却損	12		1	
減損損失	－		0	
その他	61	**517**	0	**2**
税金等調整前当期純利益		**2,147**		**2,804**
法人税、住民税及び事業税	859		850	
法人税等調整額	△114	744	84	935
当期純利益		**1,403**		**1,869**
非支配株主に帰属する当期純利益		8		32
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,394**		**1,836**

連結株主資本等変動計算書（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,585	1,037	17,532	△204	19,950
当期変動額					
剰余金の配当			△431		△431
親会社株主に帰属する当期純利益			1,394		1,394
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分			△2	23	20
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	960	23	984
当期末残高	1,585	1,037	18,493	△181	20,934

（単位：百万円）

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	437	△685	△248	386	20,089
当期変動額					
剰余金の配当					△431
親会社株主に帰属する当期純利益					1,394
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					20
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△135	△10	△146	△1	△148
当期変動額合計	△135	△10	△146	△1	835
当期末残高	301	△695	△394	384	20,924

計算書類

貸借対照表 (2020年３月31日現在)

(単位：百万円)

科　　目	当事業年度	(ご参考) 前事業年度
(資産の部)		
流動資産	**32,448**	**35,389**
現金及び預金	6,790	6,763
受取手形	462	488
電子記録債権	1,607	1,959
売掛金	15,869	19,793
商品	1,707	1,630
未成工事支出金	46	251
前渡金	2,396	1,536
未収入金	1,488	1,837
関係会社短期貸付金	2,037	1,082
前払費用	43	46
その他	1	1
貸倒引当金	△2	△2
固定資産	**10,939**	**9,835**
有形固定資産	**4,859**	**4,799**
建物	3,144	3,090
工具、器具及び備品	132	117
土地	1,548	1,548
その他	34	42
無形固定資産	**223**	**234**
ソフトウエア	213	231
その他	10	3
投資その他の資産	**5,856**	**4,801**
投資有価証券	1,919	2,122
関係会社株式	2,548	2,548
関係会社長期貸付金	1,200	－
繰延税金資産	61	－
その他	125	130
資産合計	**43,388**	**45,225**

科　　目	当事業年度	(ご参考) 前事業年度
(負債の部)		
流動負債	**25,350**	**27,216**
買掛金	16,426	19,290
短期借入金	175	175
未払金	2,884	2,909
未払費用	88	91
未払法人税等	121	267
前受金	4,229	3,359
預り金	28	168
前受収益	5	3
賞与引当金	504	518
関係会社株式譲渡損失引当金	290	－
その他	598	431
固定負債	**769**	**1,134**
長期借入金	－	140
退職給付引当金	750	940
繰延税金負債	－	36
資産除去債務	10	10
その他	8	8
負債合計	**26,120**	**28,351**
(純資産の部)		
株主資本	**16,991**	**16,467**
資本金	**1,585**	**1,585**
資本剰余金	**1,037**	**1,037**
資本準備金	1,037	1,037
利益剰余金	**14,550**	**14,049**
利益準備金	203	203
その他利益剰余金	14,347	13,846
固定資産圧縮積立金	898	913
別途積立金	4,834	4,834
繰越利益剰余金	8,614	8,099
自己株式	**△181**	**△204**
評価・換算差額等	**276**	**405**
その他有価証券評価差額金	**276**	**405**
純資産合計	**17,268**	**16,873**
負債純資産合計	**43,388**	**45,225**

損益計算書 （2019年４月１日から2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

科　　目	当事業年度		（ご参考）前事業年度	
売上高				
商品売上高	33,963		34,196	
工事売上高	10,156	**44,119**	11,912	**46,108**
売上原価				
商品売上原価	28,435		28,459	
工事売上原価	8,489	**36,924**	10,097	**38,556**
売上総利益				
商品売上総利益	5,528		5,737	
工事売上総利益	1,667	**7,195**	1,814	**7,552**
販売費及び一般管理費		**6,041**		**6,238**
営業利益		**1,153**		**1,313**
営業外収益				
受取利息	21		6	
受取配当金	385		249	
仕入割引	6		6	
業務受託料	33		33	
その他	32	**479**	46	**341**
営業外費用				
支払利息	3		3	
売上割引	0		0	
為替差損	1		－	
その他	0	**5**	0	**4**
経常利益		**1,627**		**1,650**
特別利益				
固定資産売却益	－		259	
投資有価証券売却益	－		22	
その他	－	**－**	2	**285**
特別損失				
関係会社株式譲渡損失引当金繰入額	290		－	
固定資産除却損	9		0	
投資有価証券評価損	35		－	
減損損失	－		0	
その他	3	**337**	－	**0**
税引前当期純利益		**1,289**		**1,935**
法人税、住民税及び事業税	374		451	
法人税等調整額	△41	332	123	574
当期純利益		**957**		**1,360**

株主資本等変動計算書（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	1,585	1,037	1,037	203	913	4,834	8,099	14,049
当期変動額								
剰余金の配当							△431	△431
当期純利益							957	957
自己株式の取得								
自己株式の処分							△2	△2
固定資産圧縮積立金の取崩					△14		14	－
会社分割による減少							△23	△23
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	－	－	△14	－	515	500
当期末残高	1,585	1,037	1,037	203	898	4,834	8,614	14,550

（単位：百万円）

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△204	16,467	405	405	16,873
当期変動額					
剰余金の配当		△431			△431
当期純利益		957			957
自己株式の取得	△0	△0			△0
自己株式の処分	23	20			20
固定資産圧縮積立金の取崩		－			－
会社分割による減少		△23			△23
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△128	△128	△128
当期変動額合計	23	523	△128	△128	394
当期末残高	△181	16,991	276	276	17,268

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月14日

八洲電機株式会社
　　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事業所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　川　村　　敦　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　今　井　仁　子　㊞

監査意見

　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、八洲電機株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、八洲電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月14日

八洲電機株式会社
　　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　川　村　　敦　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　今　井　仁　子　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、八洲電機株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書　謄本

監査報告書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第76期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

（1）監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

（2）会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人　有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人　有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月15日

八洲電機株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員　松　並　重　孝　㊞

監査等委員　宮　　直　仁　㊞

監査等委員　黒　﨑　　猛　㊞

（注）監査等委員宮直仁及び黒﨑猛は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

(1)株主総会の運営について、今後の経営環境の変化に備え、当社取締役の構成に応じた柔軟な対応を可能とするため、現行定款第12条に定める招集権者及び議長に関する条文について所要の変更を行うものであります。

(2)コーポレート・ガバナンス強化の観点から、経営の意思決定及び監督機能を業務執行機能と明確に分離するため、役付取締役を廃止し、現行定款第21条に所要の変更を行うものであります。

(3)その他、字句の修正について所要の変更を行うものであります。

２．変更内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分であります。）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　　総　則	第１章　　総　則
第１条（条文省略）	第１条（現行どおり）
第２条（目的） 当会社は、下記の事業を営むことを目的とする。 1.電気機械器具部分品の製造、修理、販売および輸出入 2.建設工事一式の設計、請負および建築物の設計、施工、監理 3.通信、コンピューター、オフィスオートメーション、工場オートメーション機器ならびに関連装置、部品の製造、修理、販売および輸出入 4.半導体、電子部品ならびにその製造機器、検査機器の製造、修理、販売および輸出入 5.光学ならびに医療機械器具の製造、修理、販売および輸出入 6.住宅設備機器の据付、販売および輸出入 7.家具、什器、建具の据付、販売および輸出入 8.ソフトウェアの作成、販売および輸出入 9.前各号に関連する総合自動制御装置の設計、施工、監理の請負	第２条（目的） 当会社は、下記の事業を営むことを目的とする。 1.電気機械器具部分品の製造、修理、販売及び輸出入 2.建設工事一式の設計、請負及び建築物の設計、施工、監理 3.通信、コンピューター、オフィスオートメーション、工場オートメーション機器並びに関連装置、部品の製造、修理、販売及び輸出入 4.半導体、電子部品並びにその製造機器、検査機器の製造、修理、販売及び輸出入 5.光学並びに医療機械器具の製造、修理、販売及び輸出入 6.住宅設備機器の据付、販売及び輸出入 7.家具、什器、建具の据付、販売及び輸出入 8.ソフトウェアの作成、販売及び輸出入 9.前各号に関連する総合自動制御装置の設計、施工、監理の請負

現　行　定　款	変　更　案
10.生命保険契約締結の媒介および損害保険の代理業務 11.不動産の賃貸および管理 12.日用雑貨の販売および輸出入 13.労働者派遣事業 14.前各号に関連する一切の事業	10.生命保険契約締結の媒介及び損害保険の代理業務 11.不動産の賃貸及び管理 12.日用雑貨の販売及び輸出入 13.労働者派遣事業 14.前各号に関連する一切の事業
第３条～第６条（条文省略）	第３条～第６条（現行どおり）
第７条（単元未満株主の権利制限） 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。 (1)会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利 (2)取得請求権付株式の取得を請求する権利 (3)募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利	第７条（単元未満株主の権利制限） 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。 (1)会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利 (2)取得請求権付株式の取得を請求する権利 (3)募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利
第８条（株主名簿管理人） 当会社は、株主名簿管理人を置く。 2.株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。 3.当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。	第８条（株主名簿管理人） 当会社は、株主名簿管理人を置く。 2.株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。 3.当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。
第９条（株式取扱規程） 当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび、株主の権利行使に際しての手続等については法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	第９条（株式取扱規程） 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び、株主の権利行使に際しての手続等については法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

現　行　定　款	変　更　案
第10条（基準日） 当会社は、毎年３月３１日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2.前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。	第10条（基準日） 当会社は、毎年３月３１日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2.前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。
第３章　株主総会 第11条（招集） 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後３ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時招集する。	第３章　株主総会 第11条（招集） 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後３ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時招集する。
第12条（招集権者および議長） 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。 2.株主総会においては取締役社長が議長となる。 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。	第12条（招集権者） 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定めた取締役が招集する。 （削　除）
（新　設）	第13条（議長） 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定めた者が議長となる。

現　行　定　款	変　更　案
第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
第14条（決議の方法） 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。 2.会社法第３０９条第２項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。	第15条（決議の方法） 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。 2.会社法第３０９条第２項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。
第15条（議決権の代理行使） 株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、議決権を行使することができる。 2.前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。	第16条（議決権の代理行使） 株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、議決権を行使することができる。 2.前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。
第４章　　取締役および取締役会	第４章　　取締役及び取締役会
第16条～第20条（条文省略）	第17条～第21条（条数繰下げ、条文は現行どおり）
第21条（代表取締役および役付取締役） 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役を選定する。 2.代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。 3.取締役会は、その決議によって、代表取締役の中から、取締役社長１名を選定する。また必要に応じ、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役会長１名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を選定することができる。	第22条（代表取締役） 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役を選定する。 2.代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。 （削　除）

現　行　定　款	変　更　案
第22条（条文省略）	第23条（条数繰下げ、条文は現行どおり）
第23条（取締役会の決議の省略） 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。	第24条（取締役会の決議の省略） 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が、書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
第24条（重要な業務執行の委任） 当会社は、会社法第３９９条の１３第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に委任することができる。	第25条（重要な業務執行の委任） 当会社は、会社法第３９９条の１３第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に委任することができる。
第25条（取締役会規程） 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。	第26条（取締役会規程） 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。
第26条～第30条（条文省略）	第27条～第31条（条数繰下げ、条文は現行どおり）
第31条（監査等委員会規程） 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。	第32条（監査等委員会規程） 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第32条～第39条（条文省略）	第33条～第40条（条数繰下げ、条文は現行どおり）
附則 第１条（条文省略）	附則 第１条（現行どおり）

第２号議案　取締役(監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）６名全員は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役６名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、特段指摘すべき点はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

1．太田　明夫（おおた　あきお）（1948年６月20日生）

■所有する当社株式の数
137,247株

再任

■略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況

1971 年 3 月　当社入社
2001 年 4 月　当社執行役員　産機営業本部長
2004 年 4 月　当社常務執行役員
2005 年 6 月　当社取締役
2006 年 4 月　当社専務取締役
2012 年 8 月　香港八洲電機有限公司董事長を兼任
2013 年 4 月　当社代表取締役社長
2017 年 4 月　当社代表取締役会長　兼　社長（現任）

選任理由

当社入社以来、一貫して営業部門に携わり、豊富な経営実績や幅広い人脈を有し、技術部門の統括責任者等の経験を経て、2013年当社代表取締役社長に就任しております。また、2017年4月より会長職を兼務し、その経験と実績から、当社取締役会の適切な意思決定及び監督機能の実効性強化が期待できると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

2. 白石　誠仁（しらいし　せいじん）（1952年2月8日生）

再任

■所有する当社株式の数
49,832株

■略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況

1975年4月　㈱日立製作所入社
2003年4月　㈱ルネサステクノロジ入社
2008年5月　㈱日立国際電気入社
2009年4月　同社広報・法務本部長兼ＣＳＲ推進本部長兼秘書室長
2012年7月　当社入社
2012年10月　当社理事　ＣＳＲ本部長
2013年6月　当社取締役　ＣＳＲ企画本部長
2015年4月　当社常務取締役　社長室長　兼　法務・コンプライアンス本部長
2017年4月　当社専務取締役　社長室長
2018年1月　八洲環境エンジニアリング㈱　代表取締役を兼任（現任）
2018年4月　当社取締役　兼　専務執行役員　社長室長
2019年4月　当社取締役　兼　副社長執行役員　社長室長（現任）
2019年4月　八洲電子ソリューションズ㈱　取締役を兼任

選任理由
㈱日立製作所及び日立グループ各社において法務・広報等の分野に携わり、当社入社後はCSR本部長や社長室長を歴任し、幅広い分野に精通しております。2019年4月からは副社長執行役員に就任しており、その豊富な経験と実績から当社取締役会の適切な意思決定及び監督機能の実効性強化が期待できると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

3. 藤堂　憲治（とうどう　けんじ）（1959年5月26日生）

再任

■所有する当社株式の数
25,586株

■略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況

1982年4月　当社入社
2011年10月　当社中国支社長
2011年10月　㈱中国パワーシステム　取締役を兼任
2014年4月　当社執行役員　事業統括本部付本部長
2014年6月　㈱中国パワーシステム　代表取締役社長
2017年4月　当社執行役員　事業統括本部副統括本部長　兼　産業システム事業部長
2017年6月　当社取締役　事業統括本部副統括本部長　兼　産業システム事業部長
2018年4月　当社取締役　兼　常務執行役員　エンジニアリング　ビジネスユニット所管
2019年4月　当社取締役　兼　常務執行役員　事業推進担当
2020年4月　当社取締役　兼　常務執行役員　グループ調達担当（現任）

選任理由
当社入社以来、中国地区の支社長及び関連会社の代表職等を歴任し、当社の主要分野であるプラント事業及び産業システム事業に精通しております。その経験と実績から、ビジネスパートナー企業との強固な関係を継続的に維持・拡大し、当社取締役会の適切な意思決定及び監督機能の実効性強化が期待できると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

4. 大関　一（おおぜき　はじめ）（1961年1月11日生）

再任

■所有する当社株式の数
18,736株

■略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況

1984年４月　当社入社
2012年４月　当社プラントシステム本部長
2013年４月　当社プラント事業部（鉄鋼担当）Associate General Manager
2015年４月　当社執行役員　エンジニアリング統括本部副統括本部長
2016年４月　当社執行役員　エンジニアリング統括本部長
2016年６月　当社取締役　エンジニアリング統括本部長
2018年４月　当社取締役　兼　上席執行役員　エンジニアリングビジネスユニット長
2020年４月　当社取締役　兼　常務執行役員　エンジニアリング統括本部長（現任）

選任理由
当社入社以来、プラント事業及びエンジニアリングに携わり、営業と技術分野双方に精通しております。その経験と実績から、当社がソリューション・エンジニアリング力を強化することで、エンジニアリング会社として更なる事業規模の拡大と収益力向上を推進し、当社取締役会の適切な意思決定及び監督機能の強化が期待できると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

5. 本柳　政男（もとやなぎ　まさお）（1964年12月22日生）

再任

■所有する当社株式の数
30,672株

■略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況

1987年４月　当社入社
2014年10月　当社プラント事業部長
2015年４月　当社産業システム事業部長
2016年４月　当社執行役員　産業システム事業部長
2016年６月　㈱ヤシマ・エコ・システム　取締役を兼任
2017年４月　当社執行役員　設備ソリューション事業部長
2018年４月　当社上席執行役員　インフラソリューションビジネスユニット長　兼　設備ソリューション事業部長
2018年12月　八洲情報システム㈱ 取締役を兼任
2019年６月　当社取締役　兼　上席執行役員　インフラソリューションビジネスユニット長
2019年６月　八洲産機システム㈱ 取締役を兼任（現任）
2020年４月　当社取締役　兼　常務執行役員　グループ事業戦略室長（現任）

選任理由
当社入社以来、産業システム事業を主軸に、プラントから設備まで幅広い業務経験と豊富な業務知識を有しつつ、2018年4月からはビジネスユニットを統括、2020年4月からはグループ事業戦略室長として当社グループ全体の事業戦略を統括しており、その高いリーダーとしての資質をもって、当社取締役会の適切な意思決定及び監督機能の実効性強化が期待できると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

6. 織田　富造（おだ　とみぞう）（1964年5月31日生）

新任

■所有する当社株式の数
16,317株

■略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況

1987年 4月	国際電気㈱入社
2015年 4月	当社入社
2015年 6月	ヤシマコントロールシステムズ㈱　取締役を兼任
2015年 6月	㈱ヤシマ・エコ・システム　監査役を兼任
2017年 4月	当社経営企画本部長
2017年 4月	八洲電子ソリューションズ㈱　取締役を兼任
2017年 4月	㈱テクノエイト　監査役を兼任
2017年 6月	当社執行役員　経営企画本部長
2018年 4月	当社上席執行役員　経営統括本部長
2018年 4月	㈱三陽プラント建設　取締役を兼任
2018年 6月	㈱中国パワーシステム　取締役を兼任
2018年11月	㈱西日本パワーシステム　監査役を兼任
2020年 2月	当社上席執行役員　経営統括本部長　兼　財務本部長（現任）　兼業務管理部長

選任理由
当社入社以来、経理部門・経営企画部門に携わり財務及び会計に関する豊富な業務経験と知見を有する他、経営統括本部長として中期経営計画の企画・策定にも携わっており、当社の経営戦略全般に精通していることから、当社取締役会の適切な意思決定及び監督機能の実効性強化が期待できると判断し、新任取締役に選任をお願いするものであります。

（注）1.各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2.各候補者の所有する株式数には、八洲電機役員持株会を通じての所有分が含まれております。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

監査等委員である取締役３名全員は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

1．石澤　輝之（いしざわ　てるゆき）（1957年11月24日生）

■所有する当社株式の数
32,340株

新任

■略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況

1980年４月　東洋信託銀行㈱入社
2008年10月　当社入社
2009年４月　当社管理本部長
2010年６月　㈱テクノエイト　取締役を兼任（現任）
2012年10月　当社執行役員　人事部長
2014年４月　当社執行役員　管理本部長
2015年６月　当社取締役　管理統括本部長
2018年４月　当社取締役　兼　上席執行役員　管理統括本部長　兼　総務本部長
2020年４月　当社取締役　兼　上席執行役員　管理統括担当（現任）
2020年４月　ヤシマコントロールシステムズ㈱　取締役を兼任（現任）
2020年４月　㈱三陽プラント建設　取締役を兼任（現任）

選任理由

当社入社以来、一貫して管理部門に携わり、特に総務・人事分野に精通している他、当社取締役として企業経営にも携わり、豊富な経験と高い見識を有していることから、監査等委員である取締役の職務を適切に遂行できると判断し、新たに選任をお願いするものであります。

2. 宮（みや） 直仁（なおひと）（1950年1月29日生）

■所有する当社株式の数 20,704株

再任

■略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況

1974年4月　中央共同監査法人入社
1975年9月　公認会計士登録
1993年10月　朝日監査法人代表社員就任
2008年6月　宮直仁公認会計士事務所開設（現任）
2009年6月　当社監査役
2010年6月　㈱ツクイ社外取締役
2010年10月　双葉監査法人代表社員
2012年6月　㈱テセック社外監査役
2016年6月　㈱ツクイ社外取締役（監査等委員）（現任）
2016年6月　当社取締役（監査等委員）（現任）

選任理由
公認会計士として監査法人、会計事務所及び社外監査役における豊富な経験と財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、監査等委員である社外取締役の職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。

3. 黒﨑（くろさき） 猛（たけし）（1952年11月12日生）

■所有する当社株式の数 8,090株

再任

■略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況

1977年4月　日本鉱業㈱入社
2007年4月　㈱ジャパンエナジー執行役員　精製部担当
2009年4月　同社　常務執行役員　システム企画部・精製部所管、環境安全部担当
2010年7月　JX日鉱日石エネルギー㈱取締役　常務執行役員　製造技術本部長
2012年6月　同社　取締役　副社長執行役員　社長補佐（環境・品質本部、製造技術本部、研究開発本部）
2016年6月　JXホールディングス㈱　取締役を兼任
2017年4月　JXTGエネルギー㈱　顧問
2018年6月　当社取締役（監査等委員）（現任）

選任理由
JX日鉱日石エネルギー㈱やJXホールディングス㈱の取締役として、長年に渡り企業経営に携わり、豊富な経験と高い見識を有していることから、監査等委員である社外取締役の職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。

（注）　1.各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2.各候補者の所有する株式数には、八洲電機役員持株会を通じての所有分が含まれております。
3.宮　直仁氏及び黒﨑　猛氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
4.宮　直仁氏及び黒﨑　猛氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ており、両氏の選任が承認された場合、引き続き、独立役員となる予定であります。
5.宮　直仁氏及び黒﨑　猛氏との間に会社法第427条第１項の規定に基づき責任限定契約を締結しております。
また、石澤　輝之氏の選任が承認された場合、同氏と同契約を締結する予定であります。
その責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
・監査等委員である取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、当該監査等委員である取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
6.宮　直仁氏が監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は、現任期終了時（本株主総会終結の時）をもって４年となります。
7.黒﨑　猛氏が監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は、現任期終了時（本株主総会終結の時）をもって２年となります。

第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合に備え、会社法第329条第３項の規定に基づき、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

やまうち　ゆたか
山内　豊　（1953年１月18日生）

■所有する当社株式の数
- 株

■略歴及び重要な兼職の状況

1978年９月　公認会計士登録　公認会計士事務所開業（現任）
1988年３月　㈱前川製作所　監査役（現任）
2004年12月　つくば市代表監査委員

選任理由

公認会計士として会計及び財務知識に精通しており、高い見識と幅広い経験を有することから監査等委員である取締役に就任された場合は、その職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。

（注）
1.補欠の監査等委員である取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2.山内　豊氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3.山内　豊氏が監査等委員である取締役に就任された場合は、会社法第427条第１項の規定に基づき責任限定契約を当社との間で締結する予定であります。
その責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
・監査等委員である取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、当該監査等委員である取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
4.補欠の監査等委員である取締役候補者選任の効力は、本議案決議後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなります。

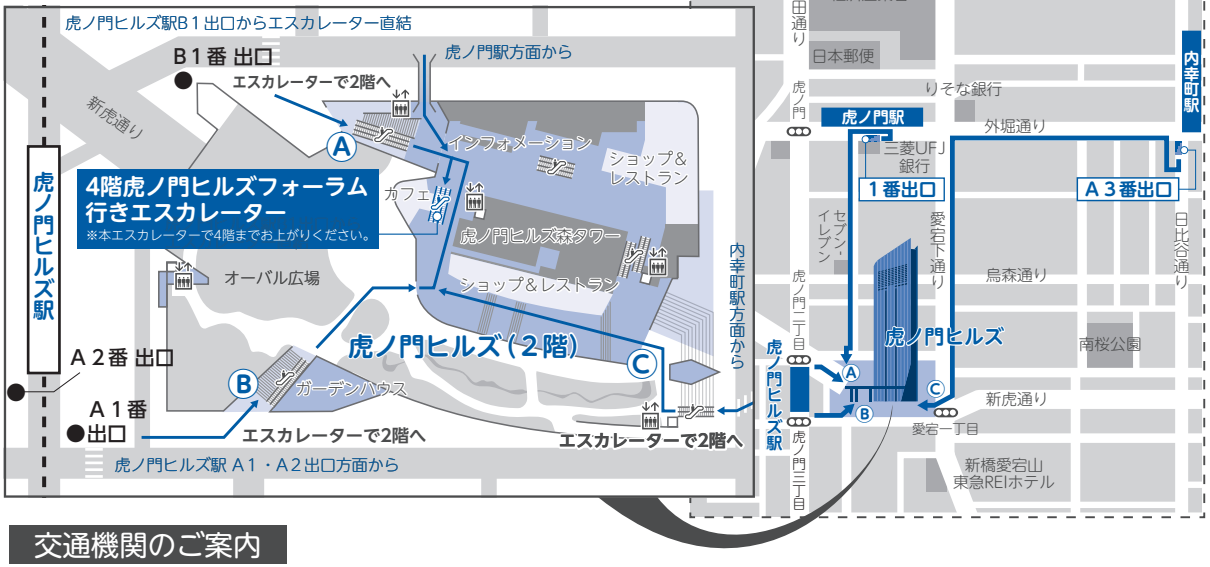
以　上

第76期定時株主総会会場ご案内図

会　場　東京都港区虎ノ門一丁目23番３号　虎ノ門ヒルズ森タワー４階　虎ノ門ヒルズフォーラム　ホールB

虎ノ門ヒルズ２階拡大図

ⒶⒷⒸ各入口よりエスカレーターで２階へお越しいただき、４階虎ノ門ヒルズフォーラム行きのエスカレーターにお乗りかえください。



交通機関のご案内

■東京メトロ 日比谷線「虎ノ門ヒルズ駅」

A１番出口 …… 中目黒方面改札より A1出口 徒歩約2分、B1出口直結

A２番出口 …… 北千住方面改札より A2出口 徒歩約2分

※ 中目黒駅方面改札からA2出口及び北千住方面改札からA1・B1出口はご利用いただけません。虎ノ門ヒルズ駅は2020年6月6日(土)開業予定です。

■東京メトロ 銀座線「虎ノ門駅」

１番出口 …… 徒歩約５分

■都営地下鉄 三田線「内幸町駅」

A３番出口 …… 徒歩約８分

（注）　駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますよう、お願い申し上げます。

八洲電機株式会社

UD FONT　見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。